

別表六の二（十七）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の15の2第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「移転型地方事業所基準雇用者数14」は、「当該連結親法人事業年度終了の日における雇用者の数7」の数のうち移転型計画（措置法第68条の15の2第5項第11号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいいます。以下同じ。）に係る数から「差引10」の数のうち移転型計画に係る数を減算した数を記載します。
- 3 「調整新規雇用者総数の40%相当数21」及び「23」から「25」までの各欄は、当該連結事業年度が特例対象連結事業年度（令和2年改正法附則第96条第2項（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象連結事業年度をいいます。以下同じ。）に該当する場合にのみ記載します。
- 4 「個別非新規基準雇用者数26」は、当該連結事業年度が特例対象連結事業年度に該当する場合には「19又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 5 「適用年度」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 措置法第68条の15の2第5項第11号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度ごとに、別表六（二十）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。
 - (2) (1)で記載した数のうち措置法第68条の15の2第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第5項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載します。
 - (3) (1)及び(2)で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 6 「当該連結親法人事業年度開始の日から認定日を含む適用年度に係る連結親法人事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数33」及び「最終適用年度に係る調整後の地方事業所特別基準雇用者数34」の各欄は、措置法令第39条の45の2第14項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合に記載します。
- 7 「基準年度35」は、措置法第68条の15の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第1項の規定の適用を受ける又は受けた連結事業年度（措置法第68条の15の2第2項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第2項に規定する要件適格連結法人及び措置法第68条の15の2第2項各号又は令和2年旧措置法第68条の15の2第2項各号に掲げる連結法人の次に掲げる規定の適用を受ける又は受けた事業年度又は連結事業年度を含みます。）に記載します。
 - (1) 措置法第68条の15第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
 - (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第68条の40第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
 - (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
 - (4) 措置法第68条の15第2項の規定
 - (5) 措置法第68条の15の2第1項又は令和2年旧措置法第68条の15の2第1項の規定
 - (6) 措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
 - (7) (6)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
 - (8) (6)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
 - (9) 措置法第42条の11の3第2項の規定
 - (10) 措置法第42条の12第1項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年旧措置法第42条の12第1項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定
- 8 「比較給与等支給額47」は、次により記載します。
 - (1) 「差引4」が0である場合には、「(46) + ((46) × (別表六の二(十七)「6」))」とあるのは、「(46) + ((46)）」とします。
 - (2) 平成30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。